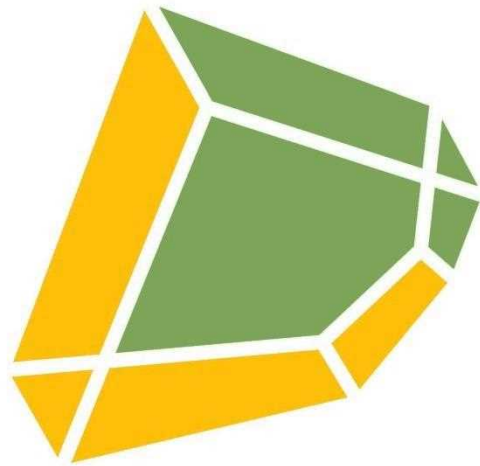


天童市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組みの方針～



TENDO®

平成26年12月

天童市通学路安全推進会議

1 天童市通学路安全推進会議

平成24年4月以降、全国各地で登下校中の児童等が死傷する痛ましい事故が相次いで発生したことから、天童市教育委員会、各市立小学校、各道路管理者、天童警察署、天童地区交通安全協会各支部及び各町内会等が連携し、各市立小学校の通学路において緊急合同点検を実施し、必要な対策内容を協議するとともに、即効性のある対策から順次実施してきました。

このたび、関係機関による連携体制を明確化するとともに、将来にわたってこうした取り組みを担保するため、下記機関によって構成する天童市通学路安全推進会議(以下「推進会議」といいます。)を設置しました。

【構成機関】

- (1) 天童市教育委員会教育次長(座長)
- (2) 国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所
- (3) 山形県村山総合支庁建設部道路課
- (4) 天童警察署
- (5) 天童市市民部生活環境課
- (6) 天童市建設部建設課
- (7) 天童市教育委員会教育総務課(事務局)

(関連団体)

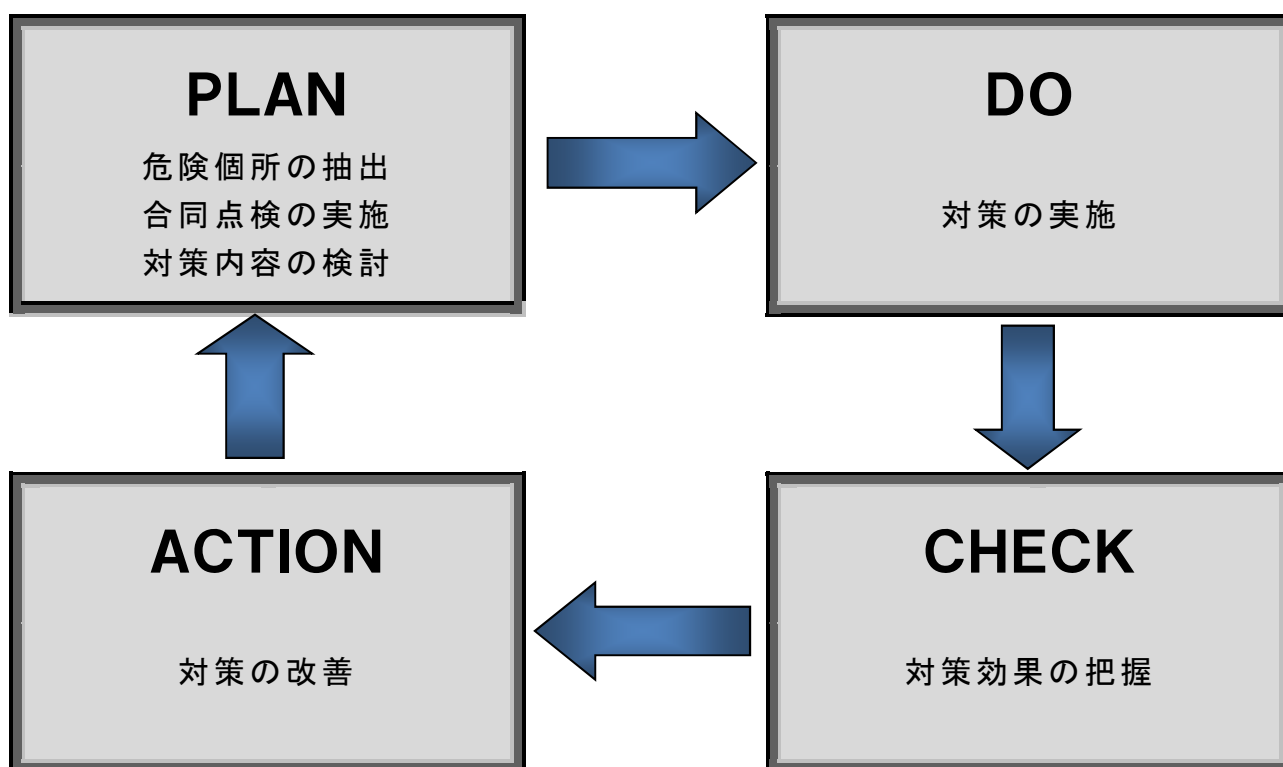
- (1) 天童市立小学校
- (2) 天童市立小学校PTA
- (3) 天童市交通指導員
- (4) 天童地区交通安全協会及び各支部
- (5) 天童市内各町内会及び自治会等

本プログラムは、推進会議において議論し策定されたものです。今後は、本プログラムに基づき、継続的に通学路における安全性の向上を図ります。

2 取り組みの方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路における安全性の向上を図るため、各市立小学校の通学路における危険箇所について、合同点検の実施、対策内容の検討、対策の実施、対策効果の把握及び対策の改善をP D C Aサイクルとして確立します。



(2) P L A N

ア 危険箇所の抽出

各市立小学校が各市立小学校P T A、市交通指導員、天童地区交通安全協会各支部、各町内会及び自治会等の意見を集約し、通学路における危険箇所の抽出を行います。

イ 合同点検の実施

推進会議において各市立小学校の通学路における危険箇所を精査し、点検箇所を選定します。

選定した点検箇所について、推進会議構成機関及び関連団体が合同点検を実施します。なお、合同点検は、夏期及び必要に応じて冬期に実施します。

ウ 対策内容の検討

合同点検の結果、何らかの対策が必要と認められる危険箇所について、推進会議において対策内容を検討します。

対策内容は、即効性のある短期的対策を原則とします。道路拡幅や信号機設置など、予算、時間及び沿線住民の協力が必要な対策については、長期的対策として別途検討します。

区分	対策例
ソフト対策	通学路の変更 教職員、P T A及び地域住民による見守り活動の強化 交通指導員の配置替え 等
ハード対策	路面標示(再塗装を含む) 横断歩道又は横断指導線の設置及びカラー化 路側帯(歩行空間)のカラー化 等 ※ 現況の道路用地内で実施可能な対策を原則とします。

(3) D O 対策の実施

推進会議構成機関が相互に連携を図り、円滑に対策を実施します。

(4) C H E C K 対策効果の把握

推進会議事務局が対策の実施状況を確認するとともに、各市立小学校へアンケート等を実施し、実施した対策の効果を把握します。

(5) A C T I O N 対策の改善

推進会議において把握した対策の効果を検証し、対策内容の改善を図ります。

3 点検箇所及び対策実施状況等の公表

市民、推進会議構成機関及び関連団体が認識を共有するため、点検箇所、対策内容及び対策の実施状況等について一覧表を作成し、天童市ホームページに随時掲載します。

(参考)

天童市通学路交通安全プログラム 年間実施計画

月	区分	取り組み	実施機関・団体
4月	-	通学路の指定	各市立小学校
	P	通学路における危険個所の抽出を依頼	推進会議事務局 →各市立小学校
	P	通学路における危険個所を抽出	各市立小学校 各市立小学校PTA 市交通指導員 安全協会各支部 各町内会・自治会 等
	P	通学路における危険個所を報告	各市立小学校 →推進会議事務局
5月	P	通学路における危険個所の精査及び 点検箇所を選定	推進会議①
6月	P	合同点検(夏期)の実施	推進会議構成機関・ 関連団体
7月		対策内容の検討	推進会議②
8月	D	対策の実施	推進会議構成機関
9月			
10月			
11月	C	対策実施状況の確認	推進会議事務局
	C	アンケート等の依頼	推進会議事務局 →各市立小学校
12月	C	アンケート等の回答	各市立小学校 →推進会議事務局
	A	対策効果の検証・対策の改善	推進会議③

(必要に応じて実施)

月	区分	取り組み	実施機関・団体
1月	P	合同点検(冬期)の実施	推進会議構成機関・ 関連団体
	P	対策内容の検討	推進会議④
2月	D	対策の実施	推進会議構成機関
	C	対策実施状況の確認	推進会議事務局
3月	A	対策効果の検証・対策の改善	推進会議⑤